

誓 約 書

私共役員は、不動産の鑑定評価に関する法律 第 2 5 条

第 1 号の「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に該当しないこと、

第 2 号の「拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは鑑定評価等業務に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者」に該当しないこと、

第 3 号の「第 1 6 条第 5 号又は第 6 号に該当する者」に該当しないこと、

第 4 号の「第 3 0 条第 6 号又は第 4 1 条の規定により登録を消除され、その登録の消除の日から 3 年を経過しない者」に該当しないこと、

第 5 号の「第 4 1 条の規定による業務の停止の命令を受け、その停止の期間中に第 2 9 条第 1 項第 1 号に該当し、第 3 0 条第 1 号又は第 2 号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者」に該当しないこと

を誓約します。

令和 年 月 日

埼玉県知事 殿

名称・商号

申請者氏名

(代表者職氏名)